

有効期間満了日 令和4年3月31日

熊交企第114号

令和2年3月17日

「県警声かけ・訪問隊」運用要領の制定について（通達）

「県警声かけ・訪問隊」（通称「県警ひまわり隊」という。）は平成28年以降、個別訪問活動等を通じ、主に高齢者や女性、子供を対象とした交通事故防止や「電話で『お金』詐欺」等被害の未然防止を図る総合的な安全対策を推進してきたところである。

この度、近年の交通事故情勢、犯罪情勢等を踏まえ「県警声かけ・訪問隊」運用要領を改正し、本年4月1日から運用することとしたので、各警察署にあっては引き続き同隊と緊密に連携し、効果的かつ実効ある運用に努められたい。

なお、「県警声かけ・訪問隊」運用要領の制定について（通達）」（平成30年3月13日付け熊交企第115号）は、本年4月1日をもって廃止する。

別添

「県警声かけ・訪問隊」運用要領

## 第1 趣旨

この要領は、「県警声かけ・訪問隊」の運用を適正かつ効果的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 設置

警察本部交通企画課に「県警声かけ・訪問隊」を置く。

## 第3 責務

「県警声かけ・訪問隊」は、街頭における声かけ活動や個別訪問活動などを通じ、高齢者や女性、子供を主な対象とした交通事故防止や「電話で『お金』詐欺」等被害の未然防止を図るなど、地域の交通安全及び防犯機能の向上に資することをその責務とする。また、声かけ・訪問隊員は、常に、人格識見の向上と職務の遂行に必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。

## 第4 勤務要領

「県警声かけ・訪問隊」は、警察本部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）及び警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）の指揮監督の下、警察署、自治体、各地区交通安全・防犯ボランティア団体等との緊密な連携を図り、別表1「県警声かけ・訪問隊の活動内容」に掲げる職務を行うものとする。

### 1 勤務時間等

原則として、声かけ・訪問隊員の勤務日数及び勤務時間は、1月につき16日、1週間につき29時間勤務とし、1週間につき7時間45分勤務が3日、5時間45分勤務が1日とする。ただし、民間業者の業務責任者については、1週間につき、7時間45分勤務が4日とする。

勤務指定は、別表2「声かけ・訪問隊員勤務パターン」から交通企画課長が指定するものとする。

### 2 勤務場所

各警察署の管内及び交通企画課長又は生活安全企画課長が指定した場所とする。

### 3 活動単位

原則として、声かけ・訪問指導員（本県警察官OBの会計年度任用職員）1人及び民間業者3人の4人一組の6個班（24人）により活動するものとする。

### 4 活動範囲

(1) 原則として、次のブロック毎に活動するものとする。

なお、アからウに含まれない警察署管内については、当該警察署と協議の上、活動するものとする。

ア Aブロック～3個班

熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、熊本北合志警察署、大津警察署、小国警察署、阿蘇警察署及び高森警察署管内

イ Bブロック～1個班

玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署及び菊池警察署管内

ウ Cブロック～2個班

御船警察署、山都警察署、宇城警察署、八代警察署、芦北警察署、水俣警察署及び上天草警察署管内

(2) 事件・事故等の発生等により、交通企画課長又は生活安全企画課長の指揮の下、前記ブロック運用によらず集中運用による活動も可能とする。

#### 5 出張に伴う宿泊

声かけ・訪問指導員の出張に伴う旅費は、熊本県の旅費に関する条例により支給する。

#### 6 使用車両等

活動は、民間業者所有車両を使用して行うものとする。

各種活動を行うときは、警察署、交番、駐在所等の駐車場に駐車するほか、訪問先の管理者等の許可を得るなどして駐車場を確保するものとする。

#### 7 服装

(1) 声かけ・訪問指導員は、別表3「声かけ・訪問指導員の制服等」に定める制服等を着用するものとする。ただし、交通企画課長又は生活安全企画課長が特に必要と認めて許可した場合はこの限りではない。

(2) 声かけ・訪問指導員は、必要に応じて、「声かけ・訪問指導員腕章」(別図1)を着装するものとする。また、「声かけ・訪問指導員証」(別図2)を常に携帯し、相手から身分の表示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(3) 民間業者は、黄色帽子を着用するとともに黄色ベスト又は黄色ジャンパーを着用するものとする。ただし、交通企画課長又は生活安全企画課長が特に必要と認めて許可した場合はこの限りではない。

(4) 民間業者は、声かけ・訪問隊員であることを示す身分証明書を常に携帯し、相手から身分の表示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

#### 8 報告

声かけ・訪問指導員は、毎日の活動結果を取りまとめ「勤務日誌」(別記様式第1号)を作成し、速やかに交通企画課長に提出しなければならない。

### 第5 計画の作成

交通企画課長は、生活安全企画課長と協議の上、毎月、県警声かけ・訪問隊の活動計画を策定するものとする。

なお、交通企画課長は、計画により難い特別な理由が生じた場合は、これを変更することができる。

### 第6 指導・教養

交通企画課長及び生活安全企画課長は、声かけ・訪問隊員に対して、業務に必要な各種法令等の指導及び警察倫理教養を計画的に実施するものとする。

### 第7 派遣要請

県警声かけ・訪問隊の派遣を要請しようとする所属長は、事前に交通企画課長又は生活安全企画課長と協議し、歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育、寸劇等を活用した「電話で『お金』詐欺」被害防止講話等の要請は「県警声かけ・訪問隊派遣要請書」(別記様式第2号)、子供の見守り活動の要請は「子供の見守り活動要請書」(別記様式第3号)により交通企画課長に対して行うものとする。

## 第8 活動上の留意事項

交通企画課長及び生活安全企画課長は、県警声かけ・訪問隊の運用に当たり、次の事項に留意すること。

- 1 各警察署、関係機関・団体等と連携した活動が推進されるために必要な措置を講ずること。
- 2 押収名簿登載者、キャッチ&アクション管理表、交通事故、犯罪発生状況等に関する情報を随時提供し、効果的な運用を図ること。
- 3 交通事故及び受傷事故防止を図るための必要な措置を講じること。

※ 別表・別図・別記様式（略）